

<出 展 規 約>

第1条（出展資格）

- (1)出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・団体とします。また、主催者は事務局内の出展基準に従い出展審査を行い、出展申込企業が出店基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。
- (2)会場内での現金の授受を伴う物品・サービスの提供（即売行為）を目的とした出展は、禁止します。

第2条（出展物）

- (1)出展要領「対象商品」に記載

第3条（出展小間の配置）

- (1)出展位置は主催者が定める小間の配置、形状に基づき所定の手続きに従い、主催者にて決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- (2)出展者はいかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などを行うことはできません。
- (3)出展申込キャンセルなどがあった場合、主催者は小間配置の全体レイアウトを変更する権利を持ちます。

第4条（出展料）

- (1)出展要領「出展料」に記載

第5条（出展申込み）

- (1)出展要領「出展条件」及び「申込方法」に記載
- (2)出展者については下記の通りといたします。
 - ・道内に本拠地・生産拠点のある製造・加工メーカー・団体
 - ・道内に本店・支店のある道産品取扱い企業・団体
- (3)申込書受理後であっても「出展条件」等がクリアできない場合は、主催者の判断により出展をお断りすることがあります。
- (4)出展者は上記事項をあらかじめ了承のうえ本出展申込みをすることとし、以後この点についての異議は一切受け付けません。

第6条（出展の決定）

- (1)出展は「出展条件」をもとに全体の構成などを考慮し、主催者で協議のうえ選定します。出展の決定時期は、出展料金の請求書を発送した時点とします。

第7条（書類の提出）

- (1)出展申込書を正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

第8条（食品表示・食品衛生等）

- (1)試食、商談にあたっては食品表示や商品衛生等の関係法案を遵守の上、対応をお願いします。

第9条（事故防止及び責任）

- (1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演等に際し最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。
- (2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き発生した事故につき一切の責任を負いません。

- (3)商談は主催者と来場者で行って頂き、それぞれの自己責任原則でお願いします。展示期間中および会期後の商談内容について主催者およびその関係者はその責任を一切負いません。

第 10 条（出展に関する規約）

- (1)出展申込書に記載された法人、団体及び、製品・サービスなどが展示対象です。
- (2)出展者は、出展申込書に記載された法人、団体及び、製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに出展者にその旨を連絡しなければならない。
- (3)装飾・展示物などの搬入・搬出及び、展示方法などは出展要領に規定され、出展者はこれを遵守しなければならない。
- (4)出展者は展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければならない。
- (5)出展者が展示会場内で種類を試飲提供する場合は、未成年者や車両運転者に提供できません。出展者が酒類を提供したことによって、飲酒運転などの事件・事故を起こした場合や、未成年者の飲酒について主催者は一切責任を負いません。

第 11 条（禁止行為）

- (1)出展者の次の行為を禁止します。
- ①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸すること。
- ②指定された場所以外での展示、宣伝、営業行為の他、看板・広告標識等を掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
- ③強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為、また近隣の展示を妨害する行為、及び会場に損害を及ぼすような行為をすること。妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。
- ④自社小間以外の撮影。
- ⑤その他本出展規約において禁止された事項。

第 12 条（小間内の出展者常駐）

- (1)展示会開催中は、出展者が常駐する。

第 13 条（マイク使用の禁止と音量規制）

- (1)マイクを使用した商品説明は禁止します。
- (2)小間内のAV機器等の音量は、他の出展者の迷惑にならない程度としてください。

第 14 条（装飾）

- (1)装飾物は各出展者間の間仕切りの枠外にはみ出ることを禁止する。
- (2)会場通路場に表示物などを設けることを禁止する。
- (3)装飾物の高さは原則として床から 2m以下とする。また、これ以下の高さであっても他の出品者に迷惑になるもの及び会場内の視覚を遮るものは禁止する。但し、主催者が特別に許可した場合はこの限りではありません。
- (4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り禁止します。

第 15 条（廃棄物の処理）

- (1)ゴミの分別処理法については、各社で責任を持って処理願います。
- (2)放置処理物の処理費用については、会期終了後、事務局が出展者に実費請求しますので、請求書受領後、直ちにお支払いいただきます。

第 16 条（損害責任）

- (1) 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者およびその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し一切の責任を負いません。
- (2) 出展者はその従業員・関係者・代理店等の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとする。
- (3) 主催者は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
- (4) 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 出展者は、当該出展者又は当該出展者の代理人若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 出展者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 主催者は、出展者が、前項の確約に反して、当該出展者又は当該出展者の代理人若しくは媒介するものが、暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明したときは、何らの催促をせず、出展を取り消すことができるものとする。
- (3) 主催者は、出展者が出展に関連して、第三者と下請又は委託契約等(以下、「関連契約」という。)を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介する者が暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明した場合、関連契約を解除するなどの必要な措置をとるよう求めることができるものとする。
- (4) 主催者は出展者が、関連契約を締結した当事者に対し前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、出展を取り消すことができるものとする。

第 18 条（出展規約の履行）

- (1) 出展者は、以上に記載の各規約及び出展要領の各項目を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込みの拒否、出展の取消、小間・展示物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取消、小間・展示物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

以上

<個人情報の取扱いについて>

■ 個人情報の使用目的及び提供・開示について

収集した個人情報の所有者は『FOOD EXPO 北海道』運営事務局（以下、「当事務局」という。）です。収集した個人情報は、以下のような目的のために使用し、第三者へ提供・開示いたします。

- ・当事務局から出展者への各種連絡として利用
- ・各種印刷物への掲載で開示
- ・展示会来場者への情報提供
- ・統計的データとして利用する場合
- ・法令等に基づく場合

■ 個人情報の管理

当事務局は、収集した個人情報を厳重に管理し、紛失・破壊・改ざん・不正アクセスおよび漏洩等から保護するために、合理的な防止策を講じます。当事務局スタッフには、個人情報保護に関する法令、内部規定を遵守して業務を行うよう教育・監督を実施し、安全性の確保に努めます。

■ 個人情報の開示・訂正・削除

当事務局は、ご提供いただいた個人情報に関して出展者から以下のような要請を受けた場合、出展者ご自身であることが確認できた場合に限り、合理的な範囲内で遅延なく対応します。

- ・個人情報の内容確認
- ・個人情報の訂正、追加
- ・サービス停止および個人情報の削除請求

以上